

質疑・回答書

浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務に係る簡易公募型プロポーザル

番号	該当箇所	質疑事項	回答
<b>1. 簡易公募型プロポーザル方式手続き開始の公示</b>			
1	P. 1 3 (1)	「令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。」とありますが、公示日以前に登録がなければ、参加資格はないということになりますか（直近の申請期間が令和6年7月29日（月）から同年8月2日（金）までとあり、本プロポーザルの参加表明期間後となるため。）。	参加表明書の提出時点で、当該登録がない場合は、本プロポーザルに参加いただくことはできません。
2	P. 3 3 (5)	「構成員の数が2者となる設計共同体であること。」は、参加の必須条件でしょうか。	当該条件は、設計共同体で参加する場合の必須条件です。なお、単体での参加も可能です。
3	P. 3 3 (5)	構成員の数が2者となる設計共同体とは、どのような設計共同体を想定していますか（設計事務所2者、設計事務所+展示設計事務所など）。	お見込みのとおり、設計事務所2者や設計事務所及び展示設計事務所等で構成される設計共同体を想定しています。
<b>2. 簡易公募型プロポーザル実施要領</b>			
4	P. 3 3 (3)  P. 13 18(14)	基本計画策定支援事業者を、協力事務所とすることへの制限はないと考えてよいでしょうか。 当該事業者が審査委員となっている可能性を考慮し、不意の接触を避けたく質問します。	当該事業者を協力事務所とすることへの制限はありません。 なお、当該事業者は、審査委員ではありません。
5	P. 4 5  基本計画 P. 33 9-1	事業スケジュール「令和7年度末実施設計完了、令和8年度末新築工事開始」について、令和8年4月から令和9年3月までの事業計画は、どのようにお考えでしょうか。 例として、関連協議、解体工事、新築工事発注等が考えられますが、おおよその時期とともにお示しください。	予定として、令和8年4月から同年8月末頃までを新築工事発注に係る準備期間（関係部署との協議等）とし、同年9月頃から令和9年3月頃までを工事発注手続期間としています。 なお、敷地内の既存建築物等の解体工事は、令和8年8月頃から令和9年1月末頃までを予定しています。 ただし、入札不調等、入札が成立しなかった場合は、この限りではありません。
6	P. 6 8 (2)	閲覧可能な資料に記載のある「敷地測量図」のCADデータを提供いただくことは可能でしょうか。	当該資料は閲覧のみとしており、データの提供はできません。ただし、本業務に係る契約受注者にはデータの提供が可能です。

7	P. 6 9 (2)ア①	様式1-別紙について、当社と資本関係のある別会社が、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加登録がない場合は、提出不要と考えてよいでしょうか。	記載の対象は、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者又は広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている者ですが、それらに該当しない場合は、記載欄に「該当なし」と記載の上、本様式を提出してください。
8	P. 6 9 (2)ア②	広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の添付について、広島市税の納税義務がない場合（支店・事業所が広島市にない場合等）、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）のみの添付でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	P. 6 9 (2)イ②	参加表明者の業務の実績について、過去15年間における設計業務の実績とは、「基本設計」又は「基本・実施設計」業務が該当するという考えでよいでしょうか。	「基本設計」、「実施設計」又は「基本・実施設計」業務に係る実績が該当します。
10	P. 6 9 (2)イ② P. 7 9 (2)ウ⑤ P. 7 9 (2)エ	業務実績の証明書類の提出について、以下のとおりでよいでしょうか。 ・様式2：添付提出が必要 ・様式3及び4：添付提出は不要。プロポーザル段階では、様式内の証明者押印にて代替とする。	お見込みのとおり、様式2のみ、業務実績を証明する書類を添付してください。
11	P. 7 9 (2)ウ④	様式3の「管理技術者としての経験年数」の記載に関して、案件ごとに立場が異なる場合があるため、初めて管理技術者を経験した年を起算日として経験年数を算出し、記載するという考えでよいでしょうか。	管理技術者として業務に携わっていた期間の合計年数を記載してください。
12	P. 7 9 (2)ウ⑤ P. 7 9 (2)エ	技術者の業務実績について、前職での実績を記載してもよいでしょうか。	構いません。
13	P. 8 9 (2)オ	参加表明書提出後（7/2締切）、提案の検討を進めるに当たって、「主任担当技術者の記入を求めない分野」の協力事務所への再委託が明確になる場合があります。 この場合、技術提案書の提出（8/26締切）と併せて、様式5を追加提出することは可能でしょうか。	簡易公募型プロポーザル実施要領P. 13の18(9)に記載のあるとおり、参加表明書の差替え及び再提出は認められないため、様式5の追加提出はできません。 なお、同実施要領P. 1の3(1)ウに記載のあるとおり、参加表明者が、他の参加表明者の構成員や協力事務所として、本プロポーザルに参加することは認めていません。それに反しないかたちで、同一の協力事務所が、複数の参加表明者の再委託先として、参加表明書（様式5）に記載されることは制限していませんので、確認のため申し添えます。
14	P. 8～9 9 (3)イ	参加表明書に係る提出書類の綴じ方は任意でよいでしょうか。指定の綴じ方はありますか。	様式の順番に並べて提出してください。添付書類は、関係する様式のすぐ後ろに配置してください。 なお、ホチキスでとめる必要はありません。

15	P. 9 10(2)	技術提案者の選定結果通知の通知方法（メール、郵送等）についてお示してください。	メールにて通知文書を送付します。
16	P. 10 12(2)ア	様式 10 から様式 13 について、裏面に技術提案者名を記入することとありますが、正本 1 部に対してでしょうか。それとも 13 部提出が必要な様式 10 から様式 12 についても、全てに記入が必要でしょうか。	様式 10 から様式 13 の裏面への技術提案者名の記入については、それぞれ各 1 部ずつの記入で構いません。
17	P. 10 12(2)ウ	様式 10 の記載に当たっての表現方法は任意と考えてよいでしょうか。図版等を使用することは可能でしょうか。	簡易公募型プロポーザル実施要領 P. 9～10 の 12 ア「各様式共通事項」に則って記載してください。
18	P. 10～11 12(2)キ	「本市ホームページ等に掲載する公表用として使用するため、記述は公表できるところまでとする。」とありますが、広島市として、具体的な非公表内容に指定の項目はありますか。	技術提案者（協力事務所を含みます。）を特定することができる内容以外に、本市があらかじめ非公表と判断する記述はありません。
19	P. 11 12(3)イ	様式 9、13 は 2 枚を左側ホチキス 2 点留めで綴じて 1 部作成し、様式 10、11-1、11-2、12 はその様式 9、13 とは別に、左側ホチキス 2 点留めで綴じて 13 部作成するものと考えてよいでしょうか。	様式の順番に並べて提出してください。 なお、ホチキスでとめる必要はありません。
20	P. 11 12(3)イ	様式 13 の PDF データの提出方法は、メール送付でよいでしょうか。それとも CD-R 等による提出が必要でしょうか。	どちらの提出方法でも構いません。ただし、メール送付の場合に、データ容量が 10MB を超える場合は、営繕課に相談してください。また、電子媒体での提出の場合は、原則として、CD-R での提出としてください。
21	P. 11 13(1)ア	ヒアリングに出席できる人数は決まっていますか。パソコン操作者を含むかどうかも含めてお示してください。	ヒアリング会場に入室できる者は、参加表明者の社員 3 名までを予定しています（パソコン操作者を含みます。）。内、1 名は管理技術者とする予定です。
<b>3.（別紙 1）基本方針及び設計条件等</b>			
22	P. 2 Ⅲ 1 (4)	敷地内及び周辺のインフラ敷設状況についてお示してください。	敷地内外ともに、電気、ガス及び上下水道の基本的なインフラは整備されています。
23	P. 3 Ⅲ 3	「工事費」に什器備品類の費用は見込まれていますでしょうか。	収納棚、固定書架及び集密書架などの据付け工事が必要なもの並びに展示ケース、展示造作、映像音響装置及び解説グラフィックなどの各種展示設備を工事費に見込んでいます。 各種工事と一体的に整備する必要のない備品や消耗品については、原則として工事費に含みません。詳細は、本業務において検討します。
<b>4.（別紙 2）委託契約書</b>			
24	—	委託契約書として綴じ込む一式は、公表のある別紙 2 から別紙 8 までを一式と考えてよいでしょうか。	別紙 2 から別紙 8 のほか、別紙 1 が委託契約書に含まれます。

5. (別紙8) 建築設計業務委託特記仕様書			
25	P. 1 I 3 (5)	本業務には敷地内の既存建築物等の解体設計及び解体に係る建築物の調査(アスベスト調査等)を含まないものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	P. 1 I 3 (5)	工事の発注区分について、現状の想定又は決定事項があればお示してください。特に、展示工事については、建築工事との工事期間の重複の想定はありますでしょうか。	工事の発注区分については、建築設計業務委託特記仕様書P. 1のI 3 (5)「設計内容」に記載のあるとおり、建築工事(展示工事も含みます。)、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事をそれぞれ別途で発注する予定です。 なお、建築工事のうち、仕上工事及び外構工事と並行して展示工事を行うことが想定されますが、実際の工程については、工事の進捗具合等を勘案して決定します。
27	P. 1 II 1	履行項目は「○」の表記のある部分のみが適用であると考えてよいでしょうか。	建築設計業務委託特記仕様書 P. 1のII 1「特記仕様書の適用」に記載のあるとおり、特記事項の中で、◎印の付いたものを適用し、・印は適用しません。
28	P. 3～4 II 5 (2)	計画通知や条例等の届出以外の各種適合性判定については、民間審査機関へ申請するものと考えてよいでしょうか。また、その際の申請手数料については、別途申し受けるものと考えてよいでしょうか。	構造計算適合性判定については、指定構造計算適合性判定機関に、建築物エネルギー消費性能適合性判定については、本市又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関へ申請することができます。 なお、それらの申請手数料については、建築設計業務委託特記仕様書P. 6のII 5 (2)の注意書きに記載のあるとおり、発注者が負担することとしています。
29	P. 3 II 5 (2)	下から4行目「住民説明会等への参加」について、想定される実施回数をお示してください。	2回程度を想定しています。
30	P. 4 II 5 (2)	上から14行目「CASBEE広島」について、目標とするランクをお示してください。	CASBEE広島の本市重点項目である「地球温暖化対策の推進」の評価点4.0を目標としています。
31	P. 4 II 5 (2)	上から19行目「ZEB Readyの達成に係る検討及び資料作成等」について、本業務では検討のみで、申請作業は不要と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 BELS申請については、別途発注予定です。
32	P. 4 II 5 (2)	上から22行目に、工事監理業務の受注者等に対する意図伝達に関する業務の記載がありますが、工事監理業務についての委託先は、本設計業務受託者以外の者が選定されることが決定されているのでしょうか。本設計業務受託者が、引き続き、工事監理業務を行うことも想定されますでしょうか。	決定していません。 簡易公募型プロポーザル実施要領P. 13の18(18)に記載のあるとおり、本業務の結果、高度な技術力に基づく工事監理が必要と認められる場合には、本業務の評価を踏まえた上で、本業務に係る工事の工事監理業務を本業務受託者と随意契約することがあります。

33	P. 5 II 5 (2)	下から8行目「当該敷地及び縮景園内の既存樹木の存置、剪定又は伐採の選択についての関係機関及び本市との協議への参加」について、想定される実施回数をお示してください。	3回程度を想定しています。
34	P. 5 II 5 (2)	下から1行目「庁外関係組織等との協議への参加」について、想定される実施回数をお示してください。	10回程度を想定しています。
35	P. 7 II 6 (4)イ	適用基準にある、下から1行目の「鉄骨設計基準」は国交省より2009年3月31日に廃止されているため、適用しないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 適用基準から除外します。
36	P. 9 II 6 (5)	本業務においては、敷地の測量及び地質調査の情報については、貸与資料を活用するものとし、当該調査は本業務で行う必要はないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	P. 9 II 6 (5)	別途発注を予定されている「地質調査業務」の発注時期及び調査結果時期をお示してください。	予定として、令和6年7月中旬頃から同年9月末頃を地質調査の発注手続期間とし、令和6年度末頃に調査完了としています。 ただし、入札不調等、入札が成立しなかった場合は、この限りではありません。
38	P. 15 II 7 (2)	成果物に「山留計画図」及び「山留計画書」がありますが、本工事の山留は指定仮設になると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
<b>6. (別紙11) 技術提案書を特定するための基準</b>			
39	—	「<評価テーマ2>展示・図書コーナーに関する魅力的かつ活用しやすい配置や空間利用等」について、「展示提案」そのものについては評価対象にせず、「空間の整備についての提案」を評価対象とすると考えてよいでしょうか。	個別具体的な展示内容については、評価の対象とせず、「評価テーマ等のポイント」に記載のあるとおり、常設展示に対する魅力づくりへの工夫や企画展示を可能とする可変性を持った空間の整備に着目して評価を行うこととしています。
<b>7. 様式</b>			
40	様式2	「参加表明者の設計業務の実績」に係る記載について、図書館・博物館施設の実績がない場合に限り、その他の施設の実績欄を使用して記載をするという考えでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	様式3	⑧管理技術者の手持ち業務状況について、民間企業との契約で、守秘義務締結をしているため、業務金額の欄については、不記載としてよいでしょうか。	「守秘義務のため記載不可」と記載してください。
42	様式3 様式4	管理技術者(様式3)と建築(総合)主任担当技術者(様式4)について、業務金額を記載するに当たっては、業務の規模感を把握するため、「元請事務所として受注した際の構造・設備設計も含めた一括の業務金額」を記載すればよいでしょうか。	当該技術者が所属する事務所と契約相手方との契約金額を記載してください。

43	様式3 様式4	業務金額について、設計共同体での受注の場合は、構成員ごとではなく、総額のみを記載すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	様式4	建築（構造）・電気・機械の主任担当技術者について、「協力事務所所属の技術者として従事した実績」を記載する場合、以下のような、元請事務所との契約に関する記載の仕方でよいでしょうか。 (例) ・業務名：〇〇〇図書館 電気設備の設計業務 ・発注者名：元請事務所名(事業主名) ・受注形態：単体	お見込みのとおりです。
45	様式4	建築（構造）・電気・機械の主任担当技術者について、「協力事務所所属の技術者として従事した実績」に関する業務金額を記載する場合、元請事務所との契約金額を記載すればよいでしょうか。それとも、事業主と元請事務所の契約金額を記載すればよいでしょうか。その際、その金額が不明であれば、「—」と記載してよいでしょうか。	元請事務所（契約相手方）との契約金額を記載してください。
46	様式4	注意事項□3行目に「⑤及び⑧が」と記載がありますが、本様式に⑧の項目が見受けられないため、誤植と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	様式10 様式11-1 様式11-2 様式13	様式10、11-1、11-2、13の枠を適宜調整し、A3又はA4サイズで余白を設けつつ収まる範囲で広げてもよいでしょうか。また、欄外の用紙のサイズを規定する注意書きについて、提出に際しては削除してもよいでしょうか。	全ての技術提案者に、同じ条件で提案していただく必要があるため、枠のサイズ変更は不可とします。 また、枠外の記載は、削除しないでください。
<b>8. その他</b>			
48	—	実際の業務に当たり、必要が生じた際には、参加表明書（様式5）に記載した協力事務所の他に協力事務所を追加し、業務の一部を再委託することは可能と考えてよいでしょうか。	様式5に記載した協力事務所の他に協力事務所を追加して、業務の一部を再委託することはできません。